3．自動車損害賠償責任保険普通保険約款第13条第２項の規定により保険料を返還する場合の返還保険料

返還保険料は、次の計算により算出した額とする。ただし、算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入して10円単位とする。

⑴　保険期間開始後における解約

イ　保険期間13か月までの契約

返還保険料＝（12か月契約の純保険料率＋12か月契約の社費中損害調査費相当部分）×$\frac{\text{未経過月数}}{\text{12か月}}$

㈱　未経過月数は、保険期間月数－既経過月数とする。ただし、既経過月数に端数を生じた場合は、その端数を１か月に切り上げる。以下同じ。

ロ　保険期間13か月を超え25か月までの契約

㈠　未経過期間13か月以上で解約する場合

返還保険料＝24か月契約の１年を超える部分の純保険料率＋24か月契約の１年を超える部分の社費中損害調査費相当部分＋（12か月契約の純保険料率＋12か月契約の社費中損害調査費相当部分）×$\frac{\text{未経過月数}-\text{12か月}}{\text{12か月}}$

㈡　未経過期間12か月以下で解約する場合

返還保険料＝（24か月契約の１年を超える部分の純保険料率＋24か月契約の１年を超える部分の社費中損害調査費相当部分）×$\frac{\text{未経過月数}}{\text{12か月}}$

ハ　保険期間25か月を超え37か月までの契約

㈠　未経過期間25か月以上で解約する場合

返還保険料＝36か月契約の１年を超える部分の純保険料率＋36か月契約の１年を超える部分の社費中損害調査費相当部分＋（12か月契約の純保険料率＋12か月契約の社費中損害調査費相当部分）×$\frac{\text{未経過月数}-\text{24か月}}{\text{12か月}}$

㈡　未経過期間13か月以上24か月以下で解約する場合

返還保険料＝36か月契約の２年を超える部分の純保険料率＋36か月契約の２年を超える部分の社費中損害調査費相当部分＋（36か月契約の１年超２年以内の純保険料率＋36か月契約の１年超２年以内の社費中損害調査費相当部分）×$\frac{\text{未経過月数}-\text{12か月}}{\text{12か月}}$

㈢　未経過期間12か月以下で解約する場合

返還保険料＝（36か月契約の２年を超える部分の純保険料率＋36か月契約の２年を超える部分の社費中損害調査費相当部分）×$\frac{\text{未経過月数}}{\text{12か月}}$

ニ　保険期間48か月の契約

㈠　未経過期間37か月以上で解約する場合

返還保険料＝48か月契約の１年を超える部分の純保険料率＋48か月契約の１年を超える部分の社費中損害調査費相当部分＋（12か月契約の純保険料率＋12か月契約の社費中損害調査費相当部分）×$\frac{\text{未経過月数}-\text{36か月}}{\text{12か月}}$

㈡　未経過期間25か月以上36か月以下で解約する場合

返還保険料＝48か月契約の２年を超える部分の純保険料率＋48か月契約の２年を超える部分の社費中損害調査費相当部分＋（48か月契約の１年超２年以内の純保険料率＋48か月契約の１年超２年以内の社費中損害調査費相当部分）×$\frac{\text{未経過月数}-\text{24か月}}{\text{12か月}}$

㈢　未経過期間13か月以上24か月以下で解約する場合

返還保険料＝48か月契約の３年を超える部分の純保険料率＋48か月契約の３年を超える部分の社費中損害調査費相当部分＋（48か月契約の２年超３年以内の純保険料率＋48か月契約の２年超３年以内の社費中損害調査費相当部分）×$\frac{\text{未経過月数}-\text{12か月}}{\text{12か月}}$

㈣　未経過期間12か月以下で解約する場合

返還保険料＝（48か月契約の３年を超える部分の純保険料率＋48か月契約の３年を超える部分の社費中損害調査費相当部分）×$\frac{\text{未経過月数}}{\text{12か月}}$

ホ　保険期間60か月の契約

㈠　未経過期間49か月以上で解約する場合

返還保険料＝60か月契約の１年を超える部分の純保険料率＋60か月契約の１年を超える部分の社費中損害調査費相当部分＋（12か月契約の純保険料率＋12か月契約の社費中損害調査費相当部分）×$\frac{\text{未経過月数}-\text{48か月}}{\text{12か月}}$

㈡　未経過期間37か月以上48か月以下で解約する場合

返還保険料＝60か月契約の２年を超える部分の純保険料率＋60か月契約の２年を超える部分の社費中損害調査費相当部分＋（60か月契約の１年超２年以内の純保険料率＋60か月契約の１年超２年以内の社費中損害調査費相当部分）×$\frac{\text{未経過月数}-\text{36か月}}{\text{12か月}}$

㈢　未経過期間25か月以上36か月以下で解約する場合

返還保険料＝60か月契約の３年を超える部分の純保険料率＋60か月契約の３年を超える部分の社費中損害調査費相当部分＋（60か月契約の２年超３年以内の純保険料率＋60か月契約の２年超３年以内の社費中損害調査費相当部分）×$\frac{\text{未経過月数}-\text{24か月}}{\text{12か月}}$

㈣　未経過期間13か月以上24か月以下で解約する場合

返還保険料＝60か月契約の４年を超える部分の純保険料率＋60か月契約の４年を超える部分の社費中損害調査費相当部分＋（60か月契約の３年超４年以内の純保険料率＋60か月契約の３年超４年以内の社費中損害調査費相当部分）×$\frac{\text{未経過月数}-\text{12か月}}{\text{12か月}}$

㈤　未経過期間12か月以下で解約する場合

返還保険料＝（60か月契約の４年を超える部分の純保険料率＋60か月契約の４年を超える部分の社費中損害調査費相当部分）×$\frac{\text{未経過月数}}{\text{12か月}}$

⑵　保険期間開始前の解約

純保険料率及び社費中損害調査費相当部分の全額を返還する。

○厚生労働省告示第十五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

ただし、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、すいか、メロン類果実、まくわうり、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パイヤ、アボカド、パイナップル、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、ケシの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、ばなの種子、その他のナッツ類、茶及びその他のスパイスに残留するＸＭＣの量の限度、みかん、なつみかん